

## (1) 環境負荷の小さい自動車等に係る特例措置（自動車税のグリーン化）の延長及び拡充（自動車税）

運輸部門、特にその約9割を占める自動車からの二酸化炭素排出の抑制や、大都市圏を中心とした自動車に起因する大気汚染問題の解決を図るため、環境負荷の小さい自動車の開発・普及を促進する特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

（延長）

自動車税：

### 【軽課】

新規登録車について、登録の翌年度以降2年間、以下の通り措置。

- ・電気、圧縮天然ガス、メタノール車、かつ低燃費車 概ね50%軽減
- ・かつ低燃費車 概ね25%軽減
- ・かつ低燃費車 概ね13%軽減

### 【重課】

- ・車齢11年超のディーゼル車、車齢13年超のガソリン車 概ね10%重課

（拡充）

- ・対象に低燃費（改正省エネ法に基づく燃費基準を上回る車）かつ低排出ガスと認定された「LPG自動車」を追加する。
- ・「低PM認定車」に係る特例措置（概ね25%軽減）を講じる。
- ・実証実験に用いられる「燃料電池自動車」について非課税とする。

～低排出ガス認定制度とは～

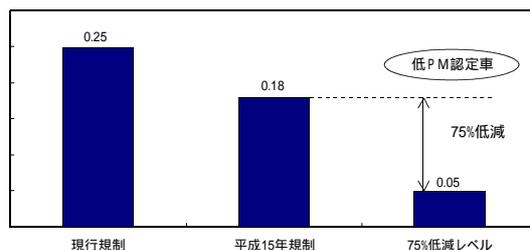
平成12年4月に創設した低公害車の認定制度。最新規制値からみた有害物質の低減レベルに応じ、

（75%低減）（50%低減）（25%低減）の認定をし、ステッカーの貼付によるわかりやすい表示を行っている。



～低PM認定車とは～

超低PM排出ディーゼル車認定制度に基づき認定を受けた自動車。本制度は、車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車であって、粒子状物質（PM）の排出量が平成15年規制75%低減レベル等の基準に適合し

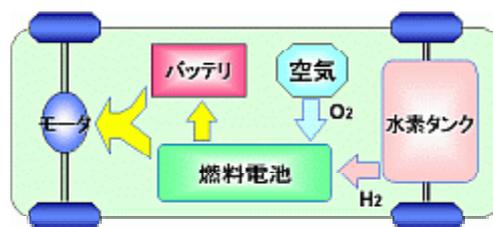


ているものを認定しようとする制度で、本年9月1日から実施を予定している。

～燃料電池自動車とは～

水素と酸素の化学反応により発電し、原理的に水のみを排出する自動車で、環境にやさしい究極の低公害車と言われる。

地球温暖化対策推進大綱の策定に当たっては、2010年時点で5万台の普及を目標としている。



## (2) 電気自動車、メタノール自動車、CNG自動車及びハイブリッド自動車に係る特例措置の延長及び拡充(自動車取得税)

地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、電気自動車、メタノール自動車、CNG自動車及びハイブリッド自動車に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

(延長)

自動車取得税：

- ・電気自動車、メタノール自動車、CNG自動車及びハイブリッド自動車(バス・トラック) : 2.7%軽減
- ・ハイブリッド自動車(乗用車) : 2.2%軽減

(拡充)

対象に「低PM認定車」を追加するとともに、実証実験に用いられる「燃料電池自動車」について非課税とする。

## (3) 低燃費車に係る特例措置の延長等(自動車取得税)

地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合の特例措置について、所要の見直しを行った上で適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

(延長)

自動車取得税：課税標準 取得価額から30万円を控除

(拡充)

対象に低燃費かつ低排出ガスと認定された「LPG自動車」を追加

#### (4) 旧型ディーゼル車の代替を促進するための特例措置の拡充(自動車取得税)

大気汚染対策の推進、特に大都市部におけるNOxとPMの排出量を削減するため、自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車に廃車代替した場合の特例措置を拡充する。

自動車取得税：

- ・ 対策地域内の軽減措置の拡充(下線部分が1年延長されたもの)
  - 平成14年3月2日～平成16年3月31日までの取得：2.3%軽減
  - 平成16年4月1日～平成18年3月31日までの取得：1.9%軽減
  - 平成18年4月1日～平成20年3月31日までの取得：1.5%軽減
  - 平成20年4月1日～平成21年3月31日までの取得：1.2%軽減
- ・ 対策地域外の軽減措置の延長(1年間)
- ・ 道路運送車両法の改正に伴う廃車の要件の見直し
- ・ 取得対象車に平成15年規制車及び平成16年規制車を追加する。

#### (5) 最新排出ガス規制適合車に係る軽減措置の拡充(自動車取得税)

大気汚染対策を推進するため、最新排出ガス規制適合車を購入する場合の自動車取得税の税率の特例措置の対象として「平成16年規制適合車」(ディーゼル重量車(車両総重量12t超))を追加する。

自動車取得税：

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 平成15年4月1日～平成16年9月30日(規制開始前日) | ：1.0%軽減 |
| 平成16年10月1日(規制開始日)～平成17年2月28日 | ：0.1%軽減 |

#### (6) 電気自動車、メタノール自動車及びCNG自動車の燃料等供給設備に係る特例措置の延長及び拡充

地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、電気自動車、メタノール自動車及びCNG自動車の燃料等供給設備に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

(延長)

固定資産税：課税標準3年間2/3

特別土地保有税：非課税

(拡充)

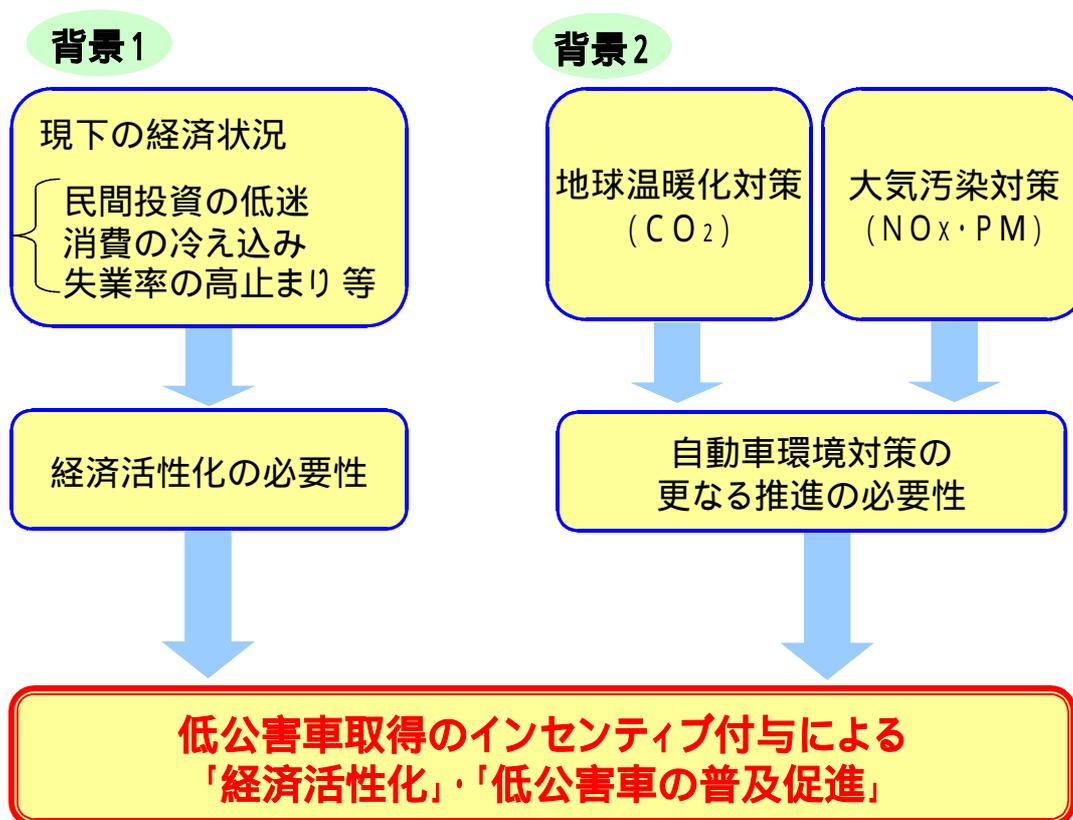
対象設備に「燃料電池自動車用水素スタンド」を追加

## (7) 低公害車取得促進による経済活性化税制の創設(所得税・法人税)

経済波及効果の高い自動車分野において、低公害車の取得を促進することにより、我が国の経済活性化を図るとともに、環境負荷の小さい自動車社会を構築するため、電気自動車、メタノール自動車、CNG自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車及び低PM認定車に係る特例措置を創設する。

所得税・法人税：特別償却30%又は税額控除7%

### 低公害車取得促進による経済活性化のイメージ



(参考)

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)の経済活性化戦略においても、「環境投資促進税制措置の見直しを検討する」とされているところ。

## ( 8 ) 環境負荷低減に資する物流効率化支援のための特例措置の創設

地球温暖化問題に対応し、鉄道、海運の活用等によりCO<sub>2</sub>排出量の削減に資する物流システムを構築するため、鉄道コンテナ専用輸送車両等に係る特例措置を創設する。

法人税・所得税：鉄道利用運送事業者が保有する鉄道コンテナ専用輸送車両について、特別償却30%又は税額控除7%

自動車税：鉄道利用運送事業者が保有する鉄道コンテナ専用輸送車両及び船舶を利用する被けん引車（トレーラ）について25%軽減

## ( 9 ) 省エネルギー対応建築物に係る税制上の特例措置の創設

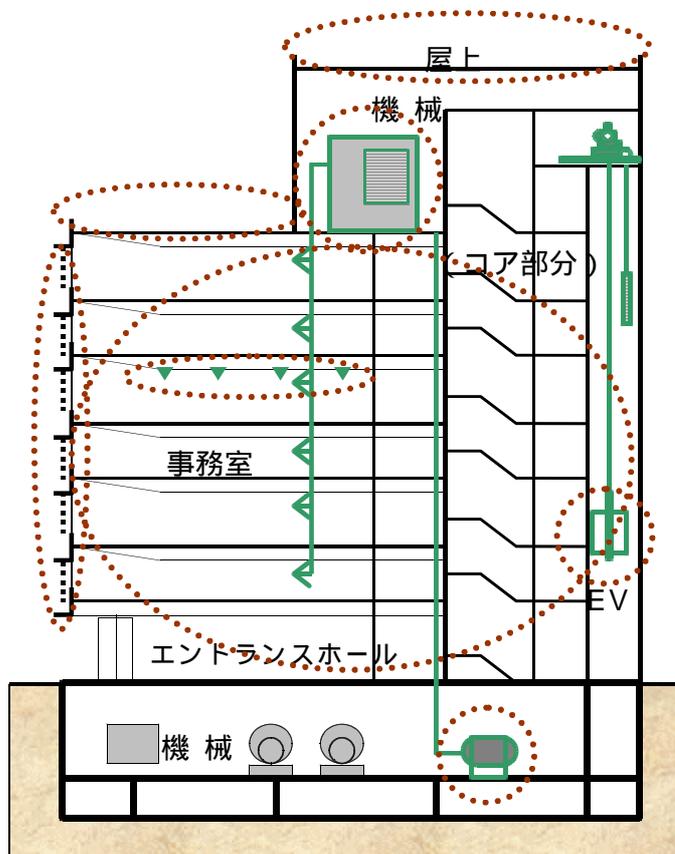
地球温暖化問題に対応し、建築分野での省エネルギー対策の促進を図るため、省エネルギー対策への配慮に優れた建築物に対する認定制度を創設し、当該認定を受けた建築物に係る割増償却制度を創設する。

所得税・法人税：20/100（5年間）の割増償却

### 省エネ対応建築物のイメージ

建築物の構造等と建築設備のそれぞれにおける省エネ対応を総合的に実施

- 構造等（外壁等の断熱等）の対策
  - ・高性能の断熱構造化
  - ・居室等の配置の工夫
  - ・ペアガラス等の採用
  - ・屋上緑化等の採用
  - ・ルーバー（日よけ）の採用
- 建築設備（空気調和・換気設備・照明・エレベーター・給湯設備）の対策
  - ・高性能省エネ型機器の採用
  - ・配管の断熱
  - ・空調・照明の個別コントロール



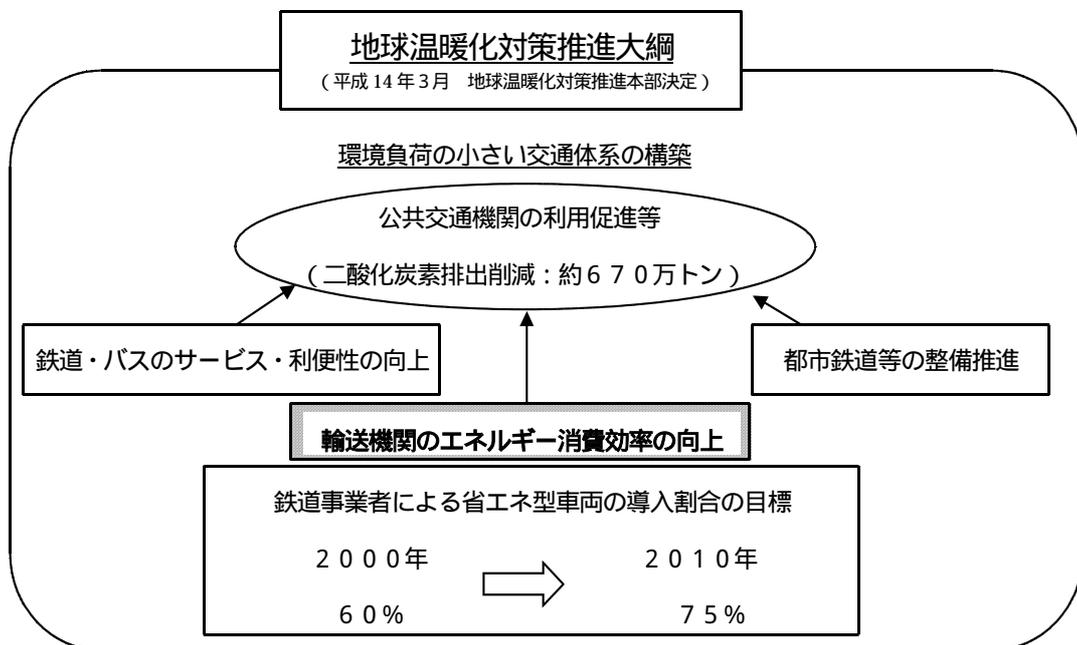
# (10) 新規導入鉄道車両に係る課税標準の特例措置の拡充

近年社会的関心の極めて高い環境問題に対応するとともに、初期投資の負担軽減を目的とする鉄道車両リースの利用増加に対応するため、新規導入鉄道車両に係る特例措置の対象を拡充する。

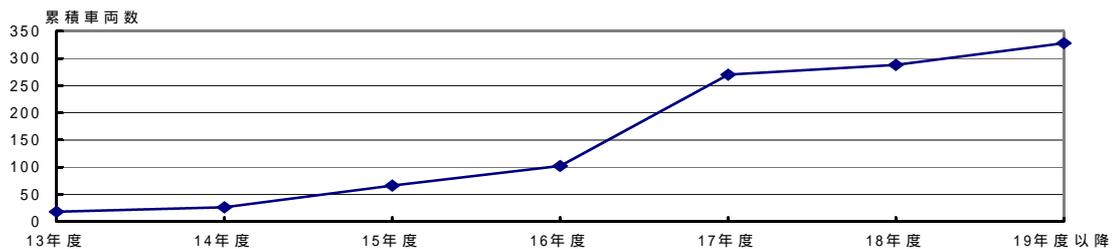
固定資産税：課税標準 5年間 1 / 2

(拡充)

対象車両に「環境負荷を軽減する車両」及び「リース車両」を追加 [ 現行：利用者利便の向上に資する車両で、かつ、鉄軌道事業者が所有するもの ]



## 今後のリースによる新造車両導入見込み



## (11) 認定緑化施設に係る課税標準の特例措置の延長

ヒートアイランド現象の緩和の観点から、都市の中心部の建築物の屋上、空地等における緑化を推進するため、市町村長が認定する緑化施設整備計画に基づく緑化施設に係る課税の特例措置を延長する。

固定資産税：課税標準 5 年間1/2